

重点事業該当可能性チェックリスト（事業者用）

※このチェックリストですべてを判断するものではありません。参考としていただくものです。

1 共通

項目	はい	いいえ
(1) 市内に主たる事務所又は事業所等を有している事業者で、対象設備を購入し、自ら設置し、その事業の用に供する者ある。（事務所又は事業所等が賃貸の場合は、所有者の許可を得ていること。）		
(2) 次のアからオのいずれにも該当しない。 ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ウ 政治団体 エ 宗教上の組織もしくは団体 オ アからエまでに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと岡崎市長が判断する者		
(3) 市税を滞納していない		
(4) 補助対象事業に対して、2者以上からの見積もりを比較している		
(5) 補助対象設備は事業に供するものである （例：社員の住居・社宅等に供するものではない）		
(6) 補助対象設備を購入し、自ら設置する（リース・PPA等ではない）		
(7) 補助対象事業の設置工事の契約は令和8年4月日以降である		
(8) 補助対象事業の設置工事に着手する21日前までに申請書を提出できる		
(9) 補助対象事業は令和9年2月26日までに完了し、実績報告書を提出できる		
(10) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります）		
(11) 補助を受けようとする設備に対して、国の実施するその他の補助事業を利用していない		

すべて、「はい」の場合は、設備ごとのチェックリストを確認ください。

2 事業者用太陽光発電システム（重点対策加速化事業活用型）

項目	はい	いいえ
(1) 太陽光発電設備を設置する		
(2) 太陽光発電設備で発電した電力の売電は FIT,又は FIP 制度の認定を取得しない		
(3) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について Jクレジット制度への登録を行わない		
(4) 申請者は対象設備で発生した電力を使用する者で、設置予定建築物の電灯契約者である		
(5) 次のいずれかを満たす (a) 発電する電力量の 50%以上を当該事業所内で消費する (b) 発電する電力を自営線により当該需要家に供給して消費する		
(6) 自己託送を行わない		
(7) 太陽光発電設備の発電電力等の計測器を設置する		
(8) 設置した翌年度から 3 年間、発電量、売電量、自家消費量などの報告を行う		

すべて、「はい」の場合は太陽光発電システムの申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

3 事業者用定置用リチウムイオン蓄電システム

項目	はい	いいえ
(1) 2でチェックした太陽光発電設備の付帯設備である（2事業者用太陽光発電設備のチェックリストは全て「はい」であった）		
(2) 国実施要領別紙2中2ア（イ）に定める交付要件を満たす定置用リチウム蓄電システムである		
(3) 導入価格（工事費込み、税抜き）が蓄電容量に対して業務用（20kWh以上）の場合は16.0万円/kWh以下であり、家庭用（20kWh未満）の場合は14.1万円/kWhである。 【20kWh未満】 補助対象経費（円）【※1】÷蓄電容量（kWh）【※2】≦141,000円 【20kWh以上】 補助対象経費（円）【※1】÷蓄電容量（kWh）【※3】≦160,000円 ※1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象設備）に掲げる費用 ※2 一般社団法人 環境共創イニシアチブの蓄電システム登録製品一覧の蓄電容量を使用すること ※3 カタログに記載された蓄電容量を使用すること		
(4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でない		
(5) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わない		

すべて、「はい」の場合は事業者用定置用リチウム蓄電システム（重点対策加速化事業）の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

4 高効率空調システム

項目	はい	いいえ
(1) 導入する設備は既存設備を更新するものである		
(2) 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO ₂ 効果が得られるものである ※省 CO ₂ 効果の算定については、SII が公開する省エネ計算プログラムや SII 省エネ計算フォーマットを用いて算出することとし、算出されたエネルギー使用量 (kWh/年) の値をもって削減率を算出すること		
(3) 国が実施する導入支援に係る補助事業 (R7 先進的省エネルギー投資促進支援事業・省エネルギー投資促進支援事業費補助金) を行うものが指定している高効率空調機器である (一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) HP で確認してください)		
(4) 導入する対象設備の基数は、買替えを行う既設の設備の基数を超えていない		
(5) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J クレジット制度への登録を行わない		

すべて、「はい」の場合は高効率空調の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

5 高効率照明

項目	はい	いいえ
(1) 導入する設備は既存設備を更新するものである		
(2) 調光制御機能を有する LED である。(次のいずれかに該当する) ①スケジュール制御(予定したタイムスケジュールに従い、個別経路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能) ②明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサから信号により、予め設定した照度に調光制御する) ③在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する) ※実際に機能が発揮できる状態になっていること。(例 センサが別になっている場合は、同時導入すること) ※リモコン等手動で調光制御を行うものは不可		
(3) 以下の固有エネルギー消費効率 (lm/W) を満たす ①光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 ②光源色が温白色・電球色：50 以上		
(4) 国が実施する導入支援に係る補助事業 (R7 先進的省エネルギー投資促進支援事業・省エネルギー投資促進事業費補助金) を行うものが指定している高効率照明機器である (一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) HP で確認してください)		
(5) 導入する対象設備の台数は、買替えを行う既設の設備の台数を超過していない		
(6) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J クレジット制度への登録を行わない		

すべて、「はい」の場合は高効率照明の申請が可能性です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。